

令和 年 寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書
道府県民税

令和 年 月 日 香川県観音寺市長 殿	整理番号
住 所 〒	フリガナ
	氏 名
	個人番号
電話番号	生年月日

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

(注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

(注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
年 月 日	円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

(1) 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書きを除く。）の規定の適用を受ける者

(2) 特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

下記1~3いずれかのパターンで、マイナンバー（個人番号）確認及び本人確認の書類のコピーを貼り付けて下さい。

1. マイナンバーカードをお持ちの方 → カードの表と裏のコピー
2. マイナンバーカードをお持ちでない方で、通知カードをお持ちの方 → 通知カードのコピー + 下記本人確認書類から1種類
3. マイナンバーカード・通知カードどちらもお持ちでない方 → 個人番号が記載された住民票のコピー + 下記本人確認書類から1種類

(1)個人番号確認書類 (貼付け台紙)	(2)本人確認書類 (貼付け台紙)
<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード(裏面) ※個人番号がある面 <p>↓マイナンバーカードをお持ちでない場合は↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバー(個人番号)通知カード (注)氏名・住所などの記載内容が住民票と一致するものに限ります。 ・マイナンバー(個人番号)が記載された住民票 <p>上記いずれかのコピー</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード(表面) ※顔写真がある面 <p>顔写真付き書類 いずれかのコピー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・パスポート ・在留カード ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・特別永住者証明書 等 <p>※顔写真なしの本人確認書類を添付される場合は、次のいずれか2点以上の書類が必要です。</p> <p>・年金手帳 ・納税証明書 ・源泉徴収票など公的書類と認めるもの</p>